規　則

○国家公安委員会規則第八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十一項及び第十五項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月十三日

国家公安委員会委員長　棚橋　泰文

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［条を削る。］	（禁止命令等の方法） **第五条**　法第五条第一項又は第三項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第五号の禁止等命令書を交付するいとまがないときは、禁止命令等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第五号の禁止等命令書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。
（禁止命令等に係る通知の書面） **第五条**　法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第五号の通知書により行うものとする。	（禁止命令等に係る通知の書面） **第六条**　法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。
（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出） **第六条**　［略］	（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出） **第七条**　［同上］
（他の警察本部長への通知） **第七条**　［略］	（他の警察本部長への通知） **第八条**　［同上］
（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理） **第八条**　法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。	（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理） **第九条**　法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。
［条を削る。］	（禁止命令等有効期間延長処分の方法） **第十条**　法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）は、別記様式第八号の禁止命令等有効期間延長処分書を交付して行うものとする。